

西宮市個人情報保護審議会公募委員選考委員会の設置に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市個人情報保護審議会公募委員選考規程(平成16年5月28日施行 以下「規程」という。)第12条の規定に基づき、選考に必要な事項を定める。

(選考委員会の招集)

第2条 選考委員会は委員長が招集する。

(選考委員会の審査)

第3条 委員長は選考委員会を主宰する。

2 委員は、申込書に記載された応募理由及び小論文(いずれも応募者氏名を削除したもの)について審査する。

3 選考委員会は前項により審査した結果、面接が必要と判断した場合、該当者に対して日時と場所を通知して面接を行うものとする。

4 小論文及び面接については、規程第8条第2項に基づく別表による点数を付与する。

(選考結果の通知)

第4条 規程第11条の規定に基づく選考結果の通知は文書により行う。

2 選考結果として、採用の可否について通知をする。

3 申込書及び小論文は返却しない。

(庶務)

第5条 選考委員会の庶務は、情報公開課で行う。

(補則)

第6条 この要綱で定めるもののほか、選考委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、平成16年5月28日から施行する。

この要綱は、平成18年5月18日から施行する。